

# モニターだより



## <みやぎ食の安全安心消費者モニターについて>

食と暮らしの安全推進課では、県民参加による食の安全安心確保対策を推進するため、消費者としての役割を自らの行動で積極的に果たす人材を育成することを目的に、「みやぎ食の安全安心消費者モニター」を随時募集・登録しております。研修会をはじめ、県が実施する諸事業にご参加いただき、食の安全安心に関する正しい知識を身に付けていただいております。

## 【 巻 頭 随 筆 】 消費者の立場から「食の安全・安心」を考える

みやぎ食の安全安心推進会議委員（第7期） 宮城県消費者団体連絡協議会長 熊谷 睦子



先日、中学生の孫の夏休みの課題で「郷土料理」を作ることになり、住んでいる多賀城市の郷土料理について考えました。

ところが、50年以上も住んでいるのに、多賀城市の郷土料理がどんなものかわかりませんでした。

そこで、宮城県仙台市の郷土料理「ずんだ餅」を作ることにしました。60年以上も前に母と作ったことを思い出しながら、昔と今での違いを感じずにはいられません。すり鉢で丁寧に擦っていたものが、今はフードプロセッサーと電子レンジであっという間に出来上がります。

お総菜にしても、スーパーやコンビニに行けば、レトルトの「おふくろの味」が沢山並んでいます。段々、「おふくろの味」が「お袋の味」になり、台所には包丁は要らずに、キッチンバサミだけあればよい時代がくるのではないかと危惧しております。

一方で、冷凍食品への農薬混入や期限切れ食材など、「食の安全・安心」が問題になっています。新鮮で美味しく安心して食べられるものを消費者は求めています。

季節のものを一番美味しい時期に頂く、こんな贅沢なことはありません。地産地消を大切に、生産者や販売店の方々と交流を深めることで、地域の伝統的食文化の維持と伝承にもつながります。また、消費者の意見も直接伝えられたら、と思っております。

「食の安全・安心」を推進していくために、行政の方々も消費者の為の学習の機会を色々と企画して頂いております。できれば、一人でも多くの県民が参加して、「食の安全・安心」についての的確な情報や知識を把握し、豊かな食生活の為に役立てる必要があります。

今、日本の自給率は40%程度ですが、年に1~2%高めることで、20年後には50%を超えることができると思います。少しでも多くの食品が国内で生産されることを願っております。

消費者、企業、行政が一体となり、お互いに信頼しあいながら「食の安全・安心」の為に頑張っ



## 「モニターだより」に期待するもの

みやぎ食の安全安心推進会議委員（第7期）

みやぎ食の安全安心県民総参加運動あり方検討会（平成22年度に開催）座長 佐藤 敏悦

「モニターだより」は宮城県の「食と暮らしの安全推進課」が発行しています。しかしその目的は「お役所からの通知」ではありません。ここでモニターだよりが創刊された経緯と、モニターだよりやモニターの皆さんに何が期待されているのかを、改めてお話ししたいと思います。

モニターだよりの発行は、平成22年8月の「みやぎ食の安全安心県民総参加運動あり方検討会」からの報告書を受けてスタートしました。それまではモニターさんからの声や寄せられた情報が、県の施策にどのように活かされたのかを、皆さんにフィードバックする方法がありませんでした。この状況を改善して、モニターの仕事の意味や成果を報告の形でお返しするために「モニターだより」の発行が決定されました。

（→次頁に続く）



ところが翌年3月の大震災で、食の安全安心をめぐる状況が激変し、県の担当セクションは多忙を極めたため、1年遅れの平成24年5月に創刊を迎えました。

モニターだよりは第1号から2年が経過し、最近の第6号や7号を見ると、工場見学会やモニター研修会の記事、取組宣言者の紹介や昨年話題になったメニューの不当表示の解説など、食の安全安心をめぐる新しい状況が報告されています。しかしまだ足りないものがあります、モニターの皆さんからの声やご意見です。

宮城県の消費者モニターは現在800名余り。平成10年に「県政モニター」が廃止されて以降は、宮城県が直接意見をうかがえる最大の「ご意見番」ですが、さらに今後は景品表示法の改正で食品や料理の表示に対するモニターの皆さんからの情報や食品表示ウォッチャーの皆さんからの報告に期待がかかります。そしてそれが食の安全安心を確保するための県の施策や行政指導にどう活かされたのか、「モニターだより」などで広く紹介されることを大いに期待しています。



## 【開催案内】みやぎまるごとフェスティバル2014



来る10月18日(土)及び19日(日)の2日間、宮城県庁及び勾当台公園周辺において「みやぎまるごとフェスティバル2014」が開催されます。

当日は、県庁1階フロアにおいて「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」の紹介ブースを出展し、当運動の紹介パネルや「みやぎ食の安全安心取組宣言」事業参加者の商品などの展示を行うほか、取組宣言事業のロゴマークの塗り絵ができるコーナーを設置します。

また、県庁前駐車場のテントでは、取組宣言者として右記の2者が出店し、ロゴマークシールを貼付した商品を販売します。

皆様ぜひお越しください。

### 【テント出店者】

#### ●お菓子や(菓子製造業・登米市)

主な商品:「はっどんまんじゅう」3個  
(緑茶あん, キャラメルチョコチップ, かぼちゃあん)  
登米市物産直売所で通常324円(税込)を、  
2日間のみ会場では300円(税込)

※「はっどん」とは、登米市の郷土料理「はっどん汁」をモチーフにした登米市の観光PRキャラクターです。

#### ●農事組合法人 舞ちゃんハウス (きのこ類生産者・大和町)

※19日のみ出店  
主な商品:「舞茸(生)」450g 500円(税込)



## 【結果報告】平成26年度みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート調査

去る6月、モニターの皆様に対し、アンケート調査を実施いたしました。

計814名に送付し、432名からの回答があり、回収率は53.1%となりました。ご協力いただいた皆様、誠にありがとうございました。

今年度の調査では、昨年度に引き続き「食と放射性物質について」の項目を設けました。食品中の放射性物質を気にしている回答者の割合は、年々減ってきてはいるものの、今回の調査では依然として約75%の方々が気にしていると回答しました。また、例年同様に「食の安全安心について」の項目を設けたところ、昨年度よりも減少したものの、7割弱の方々が食の安全安心全般について何らかの不安を感じていると回答しました。不安の強さは、「残留農薬」、「輸入食品の安全性」、「環境汚染物質」、「食品添加物」等の順に強いことがわかりました。今回の調査結果につきましては、モニターの皆様に本紙に同封して送付しているほか、県のホームページに掲載しておりますので、詳細につきましてはそちらをご覧ください。

また、次頁の「食の安全安心基礎講座」では、今回の調査結果から、皆様の関心が高い「農薬」を取り上げておりますので、ぜひご覧ください。



## 【食の安全安心基礎講座】第8回『農薬の適正使用による食の安全確保の仕組み』について

## 1 農薬とは

「農薬」には、「農作物」に被害を与える昆虫や菌、雑草等の防除に用いられる「殺虫剤」や「殺菌剤」、「除草剤」に加え、農作物の成長を増進又は抑制する「植物成長調整剤」や害虫の天敵を使って防除する「天敵」も含まれており、「農薬取締法」により取扱いが定められています。

ア 殺虫剤	農作物を加害する害虫を防除する薬剤
イ 殺菌剤	農作物を加害する病気を防除する薬剤
ウ 殺虫殺菌剤	農作物の害虫、病気を同時に防除する薬剤
エ 除草剤	雑草を防除する薬剤
オ 殺そ剤	農作物を加害するノネズミなどを防除する薬剤
カ 植物成長調整剤	農作物の生育を促進したり、抑制する薬剤
キ 誘引剤	主として害虫をにおいなどで誘き寄せる薬剤
ク 展着剤	ほかの農薬と混合して用い、その農薬の付着性を高める薬剤
ケ 天敵	農作物を加害する害虫の天敵
コ 微生物剤	微生物を用いて農作物を加害する害虫病気等を防除する剤



## 2 農薬の効果

最近では、「有機栽培」等農薬を使用しない農作物を目にすることも多くなっていますが、収穫量は少なくとも病害虫に強い栽培方法の選択や病害虫発生の際を見逃さないきめ細やかな管理、発生時の手作業での除去等、全般的に生産コストが高くなる傾向があります。単純な収穫量の比較では、農薬を使用しないで栽培した場合、水稻や大豆で約30%、キャベツやきゅうりで約60%、りんごやももでは約100%の収穫量が減少すると試算（（一社）日本植物防疫協会）されています。



## 3 農薬取締法の制定

戦後、農薬の使用が広まり、農作物の生産性向上に大きく寄与したものの、毒性が強くて使用中の事故が多発したり、農作物や土壌への残留性が高いものなどがあり、昭和40年代に社会問題となりました。

このため、昭和46年に農薬取締法が改正され、目的規定に「国民の健康の保護」と「国民の生活環境の保全」が位置付けられ、それまで使用されてきた農薬の中で、残留性が高く、毒性が強い農薬は販売禁止となり、その後の農薬の開発方向も、人に対する毒性が弱く、残留性の低いものへと移行してきています。

## 4 農薬の安全性の前提

農薬の安全性確保のため、一つの大きな柱となっているのが「農薬取締法」であり、製造、輸入から販売そして使用に至る全ての過程で厳しく規制されています。その中で中心となる制度として農薬の「登録制度」が定められており、農薬の「薬としての安全性」を担保しています。登録には、病害虫等への効果はもとより、農作物への害、人や動物への急性及び慢性毒性、環境への影響、農作物や土壌への残留性などの試験結果が必要であり、新規農薬の開発には、10年程度の期間と数十億円の経費が必要とされています。



大きな柱の二つめが、農薬危害防止運動を始めとした「農薬の適正使用」方法等に関する正しい知識の普及・推進活動です。いくら農薬が「薬」として安全でも、病院で処方される薬と同様に、使う時期や量を間違えると、農作物に薬害が出てしまったり、収穫物が農薬の残留基準を超えてしまったりします。農薬は基本的に農

家等の使用者が自ら使用を判断するため、農薬の安全性確保には、「農薬登録により定められた使用方法」を適正に守ることが重要です。

(次頁に続く→)

## 5 農薬の適正使用の推進

農薬が適正に使用されたかを判断する目安のひとつが「残留農薬」の測定です。残留農薬とは、農作物への農薬使用後に農作物に残った農薬のことであり、さらに、流通する食用作物に残留が許される量を決めたのが、農薬の「残留基準」です。また、農薬は農作物への散布の後すぐに分解・消失するわけではなく、一定期間残留するため、農薬の「使用量」と「使用時期」は厳密に決められています。これらの「残留基準」等については、すべて個別の農薬の成分ごとに設定されています。

「残留農薬」の測定は、国や県、政令指定都市がそれぞれ年間計画を立てて実施しているのに加え、民間の流通業者や加工業者等でも独自に実施しております。さらに、「残留基準」を超える測定結果が出た場合には、市場等への出荷や流通を停止すると共に、農家等への立入検査により原因究明と対策実施が行われる仕組みとなっています。

なお、本来、農薬登録における「残留基準」や「使用量」、「使用時期」等は、農薬が適正に使用された場合には基準を超過しないよう、より厳しい条件で設定（たとえば、実際は散布後3日程度で基準値以下に分解する農薬でも、使用時期は「収穫7日前まで」に設定）されています。このため、県では、農薬が適正に使用されることこそが「残留農薬」への対策として最も重要であるとの考えから、「農薬取締法」に基づき計画的に農薬販売店や農薬使用者に対して立入検査や指導を実施すると共に、「農薬危害防止運動」による啓発活動や「農薬管理指導士」の育成による農薬使用者の資質向上に力を入れています。



調査年次	不適正使用のあった農家の割合	不適正使用のあった農家のうち			
		誤った農作物に使用	誤った使用量または希釈倍数で使用	誤った時期に使用	誤った回数で使用
平成20年	0.30%	0.10%	0.10%	0.10%	0.00%
平成21年	0.40%	0.20%	0.10%	0.00%	0.10%
平成22年	0.02%	0.02%	0.00%	0.00%	0.00%
平成23年	0.34%	0.06%	0.09%	0.09%	0.13%
平成24年	0.39%	0.17%	0.06%	0.13%	0.11%

※農林水産省の農薬使用状況調査より（調査農家数は4,618～4,745件）

表 国内産農産物における農薬の使用状況

## 【 編 集 後 記 】



秋の気配が次第に濃くなってきた今日この頃、皆様いかがお過ごしでしょうか。

私は四季の中で一番秋が好きなのですが、その理由の一つは栗やさつまいもなど、秋が旬の食べ物が好きだからです。小さい頃はよく、近所を車で回っている石焼き芋やさんで買ったおやつやさつまいもを、お腹いっぱい食べて夕飯が食べられなくなり、母親に叱られていました。今でも石焼き芋の移動販売の車を見かけると、当時のことをふと思い出して懐かしく感じ、つついっ買ってしまう。

宮城には豊かな自然が育む多彩な食材があります。食べ過ぎには気をつけつつも、宮城のおいしい秋を満喫したいですね。（小笠原）



### 【発行】

宮城県 環境生活部 食と暮らしの安全推進課  
〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話：022-211-2643

FAX：022-211-2698

Eメール：syokua@pref.miyagi.jp

ホームページ：

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/>

